

○農林水産省令第24号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)

第六条第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和五十七年七月十五日

農林水産大臣 田澤 吉郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第7十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「新居浜港」を削り、同条第二項第二号中「宇和島港」の下に「新居浜港」を加える。

附 則

この省令は、昭和五十七年八月一日から施行する。